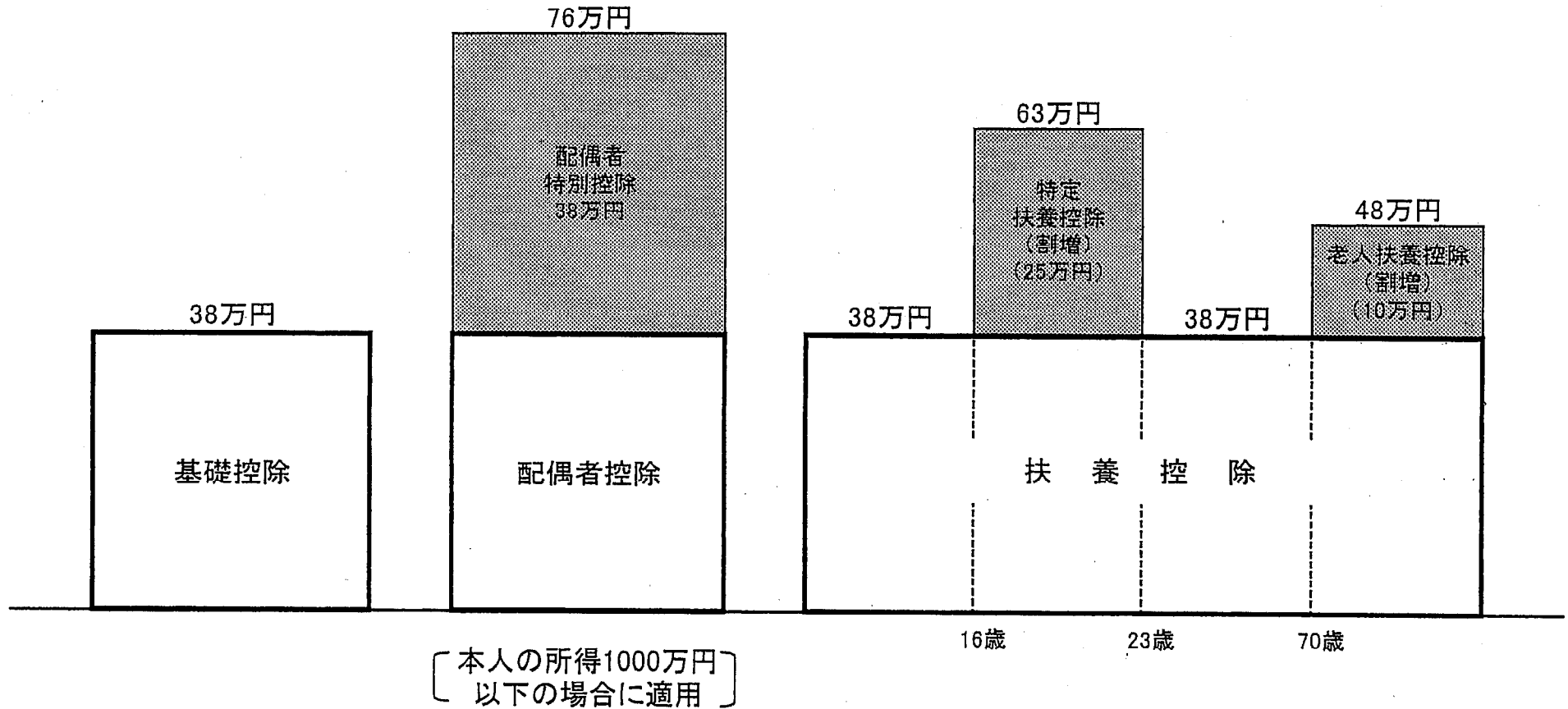


## 人的控除の概要

		創設年 (所得税)	対象者	控除額		本人の所得要件		
				所得税	個人住民税			
基礎的な 人的控除	基礎控除		・本人	38万円	33万円			
	配偶者控除	控除対象配偶者	(昭和36年)	・生計を一にする配偶者で、かつ、年間所得が38万円以下である者	38万円		33万円	
		老人控除対象配偶者	昭和52年	・年齢が70歳以上の控除対象配偶者	48万円		38万円	
		(同居特別障害者加算)	昭和57年	・上記の者が特別障害者で、かつ、同居している場合	+35万円	+23万円		
	配偶者特別控除		昭和62年	・生計を一にする配偶者	最高38万円 (配偶者の年間所得による)	最高33万円	年間所得1,000万円以下	
	扶養控除	扶養親族		・生計を一にする親族等で、かつ、年間所得が38万円以下である者	38万円	33万円		
		特定扶養親族		・年齢が16歳以上23歳未満の扶養親族	63万円	45万円		
		老人扶養親族		・年齢が70歳以上の扶養親族	48万円	38万円		
		(同居特別障害者加算)		昭和57年	・上記の者が特別障害者で、かつ、同居している場合	+35万円		+23万円
		(同居老親等加算)		昭和54年	・老人扶養親族が本人と同居している場合	+10万円		+7万円
特別な 人的控除	障害者控除		昭和25年	・本人又はその控除対象配偶者若しくは扶養親族が障害者である場合	27万円	26万円		
	(特別障害者控除)		昭和43年	・上記の者が特別障害者である場合	40万円	30万円		
	老年者控除		昭和26年	・本人が65歳以上の者	50万円	48万円	年間所得1,000万円以下	
	寡婦控除		昭和26年	・老年者に該当しない者で、 ①夫と死別したもの ②夫と死別又は夫と離婚したもので、かつ、扶養親族を有する者	27万円	26万円	①の場合 年間所得500万円以下	
	(特別寡婦加算)		平成元年	・寡婦で、扶養親族である子を有するもの	+8万円	+4万円	年間所得500万円以下	
	寡夫控除		昭和56年	・老年者に該当しない者で、かつ、妻と死別又は離婚をして扶養親族である子を有する者	27万円	26万円	年間所得500万円以下	
	勤労学生控除		昭和26年	・本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等	27万円	26万円	年間所得が65万円以下かつ給与所得等以外が10万円以下	

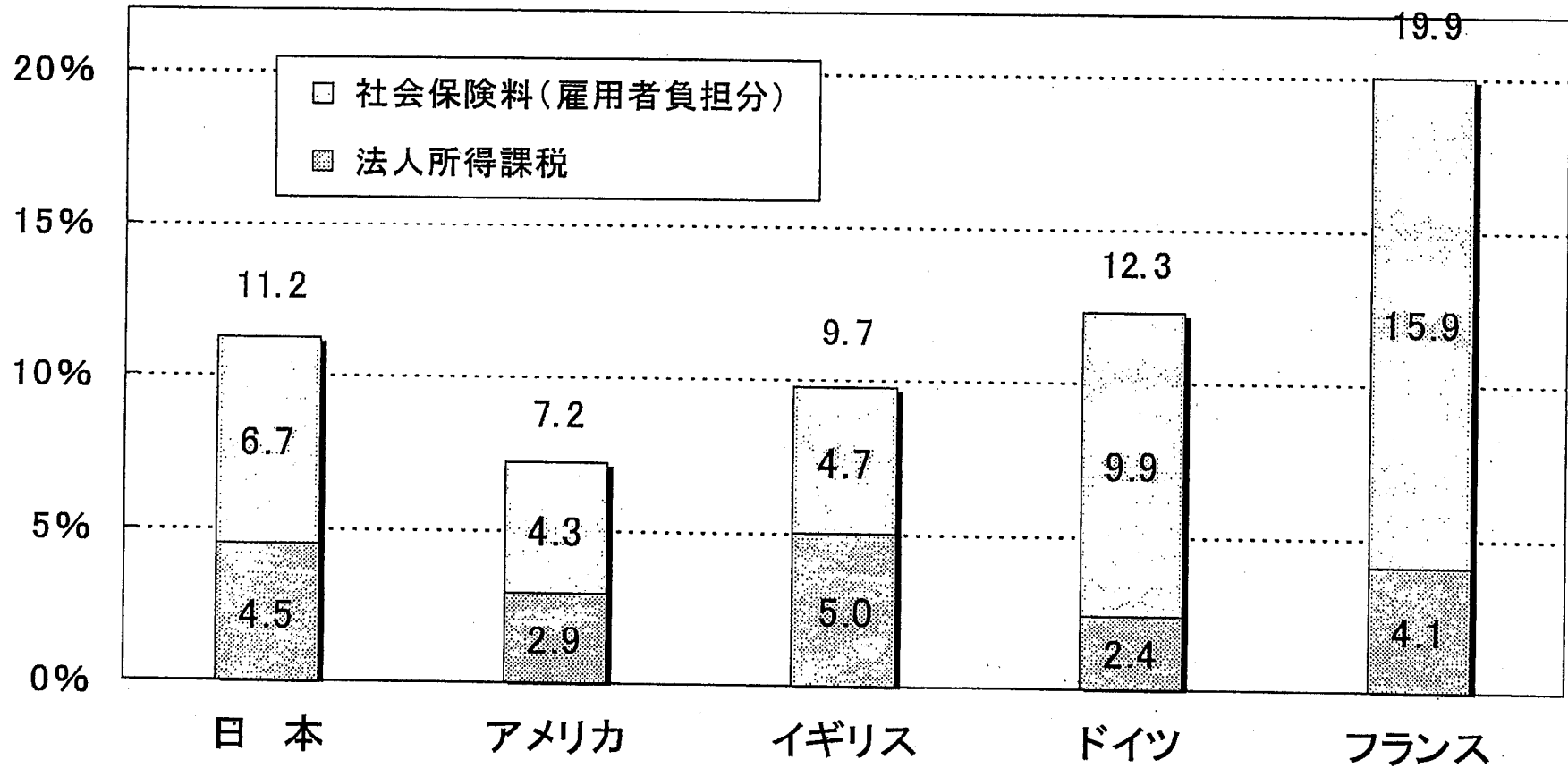
# 家族に関する控除の現状

配偶者、扶養親族の有無に応じ、本人の所得の計算上、控除がなされる仕組み



社会保障等の生活関連の「インフラ」整備の進展、経済社会の構造変化(男女共同参画社会の形成、ライフスタイルの多様化、少子高齢化の進展)等から、各種の上乗せ措置による配慮にも限界  
⇒ 簡素化・集約化が課題

法人の税・社会保障負担水準の国際比較（対国民所得比）



(注1) 雇用者の社会保険料には、営利法人のほか、公益法人等により支払われているものも含まれている。

(注2) アメリカ、ドイツの計数には、個人所得課税されている法人に係る負担分が含まれていない。

(備考) 「OECD Revenue Statistics 1965-2000」により作成。